

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示**

平成19年9月3日

近畿地方整備局

局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、国家戦略である【イノベーション25】及び【国土交通省分野のイノベーション大綱】を受け、国土交通省が取り組むべき重点課題のひとつである『防災先進社会の実現』、『社会資本整備・管理の高度化、効率化』の実現に向け、IP統合網の信頼性や衛星通信の利活用等の課題に対応するため、防災情報通信ネットワーク基盤の整備・運用に関する総合的な技術検討を行うものである。

本業務を行うにあたっては、平成17年度においてとりまとめられた統合ネットワーク運用管理ガイドライン(以下ガイドラインという)について、内容と背景を熟知し、国内外における電気通信設備の技術情報、動向に精通し、国土交通省における河川、道路事業に係る電気通信設備の技術基準等について熟知し、既存の国土交通省電気通信設備全般について十分な知識を有し、大規模災害時における国土交通省電気通信設備の被災、運用状況、課題等について、十分な知見を有していること、が必要であることから(社)建設電気技術協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 国土交通省防災情報通信ネットワーク基盤整備検討業務

(2) 業務内容

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ①防災情報通信ネットワーク基盤整備・運用における課題検討    | 1式 |
| ②災害情報の的確かつ迅速な収集と維持管理の高度化・効率化の検討 | 1式 |

(3) 履行期限 平成20年3月10日

### 3. 業務目的

本業務は、国家戦略である【イノベーション25】及び【国土交通省分野のイノベーション大綱】を受け、国土交通省が取り組むべき重点課題のひとつである『防災先進社会の実現』、『社会資本整備・管理の高度化、効率化』の実現に向け、IP統合網の信頼性や衛星通信の利活用等の課題に対応するため、防災情報通信ネットワーク基盤の整備・運用に関する総合的な技術検討を行うものである。

### 4. 応募要件

(1) 参加の意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

#### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### 2) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事または物品・役務の調達（以下、「公共工事等」という）の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係が無いこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ）又はロ）に該当する関係である。

イ）参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事等の受注実績又は受注希望がある企業との間で、親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）の関係もしくは親会社を同じくする子会社同士の関係。

ロ）参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事等の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

#### 3) 技術力に関する要件

- ① 平成17年度において取りまとめられたガイドラインについて、内容と背景について、熟知していること。
- ② 国内外における電気通信設備の技術情報、動向に精通していること。
- ③ 国土交通省における河川、道路事業に係る電気通信設備の技術基準等について熟知していること。
- ④ 既存の国土交通省電気通信設備全般の整備及び運用状況について十分な知識を有していること。
- ⑤ 大規模災害時における国土交通省電気通信設備の被災、運用状況、課題等について、十分な知見を有していること。

4) 業務執行体制に関する要件

本業務を執行するために必要な「資格」「経験」を有する技術者を適正に配置可能なこと。

5) 調査実績に関する要件

河川管理者又は道路管理者が整備した河川・道路管理用情報通信システムについて、大規模災害時の被災地域における状況、被災実態を施設管理者と連携の上、総合的に現地調査し、調査報告書を取りまとめた実績を有すること。

※河川・道路管理用情報通信システムとは、河川・道路管理のための観測・センサー設備、電気設備、通信設備、情報通信設備から構成され監視制御、情報収集、処理、提供等を行う統合的システムをいう。

6) 業務実績に関する要件

同種業務：平成14年度以降に国の機関が発注した下記同種業務実績を元請けとして有していること。

類似業務：平成14年度以降に地方公共団体(都道府県、政令市に限る)が発注した下記同種業務の実績を元請けとして有していること。

- ① 河川・道路管理に係る電気通信施設の設計又は運用管理に関する要領、基準、指針等の策定に係る技術要件を取りまとめた業務の実績を有していること。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は、以下のとおりとする。

1) 資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

- ① 技術士(総合技術管理部門：選択科目電気・電子部門)  
② 技術士(電気電子部門を有する平成12年度以前の合格者)  
③ 技術士(電気電子部門を有する平成13年度以降の合格者)は7年以上の実務経験を有する者  
④ R C C M  
⑤ 国土交通大臣が技術士(電気電子部門)の資格と同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

2) 業務実績に関する要件

同種業務：平成14年度以降に国の機関が発注した下記業務の実績を有していること。

類似業務：平成14年度以降に地方公共団体(都道府県、政令市に限る)が発注した下記業務の実績を有していること。

- ① 河川・道路管理に係る電気通信施設の設計又は運用管理に関する要領、基準、指針等の策定に係る技術要件を取りまとめた業務の実績を有していること。

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒540-8586

大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 8 階

国土交通省近畿地方整備局 企画部情報通信技術課計画係

電話：06-6942-1141（代）（内線 3361）

FAX：06-6941-1812

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### ①交付期間

平成 19 年 9 月 3 日から平成 19 年 9 月 13 日まで

（土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は 9 時 15 分から 16 時 30 分まで）

#### ②交付場所

(1) に同じ。

#### ③交付方法

手渡しとする。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

#### ①提出期限

平成 19 年 9 月 13 日 16 時 30 分

#### ②提出場所

(1) に同じ。

#### ③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

## 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：5 (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争実施のための企画提案書）の提出を要請する際の提出予定期限：

平成 19 年 10 月 1 日 16 時 30 分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も 5 (3) により、参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。